

「こうのとりのゆりかご」の運用状況の検証に関する報告（NO.53）
（検証対象期間：令和7年（2025年）10月1日～令和8年（2026年）3月31日）

平成19年5月10日に慈恵病院が設置した「こうのとりのゆりかご（以下、「ゆりかご」という。）」の令和7年度下半期における運用状況の検証結果について、次のとおり報告する。

1 違法性の検討について

上記対象期間の「ゆりかご」の運用体制に刑法上の「明らかな違法性」は認められない。

なお、子どもの権利を侵害しないように、今後も本部会において個別の運用状況を継続的に検討する必要がある。

2 許可時の留意事項の遵守状況について

（1）子どもの安全確保

対象期間中、特に問題の発生は確認されていない。

①設備の保守点検は、適正に行われていることが「保守点検表」に基づき確認された。

②病院及び熊本市関係職員による会議は、適切に開催され運用に関する各種連絡・調整が図られている。

（2）相談機能の強化

「ゆりかご」を使うことなく事前の相談につなげるよう、病院として相談業務に取り組まれている。慈恵病院が設置された「SOS赤ちゃんとお母さんの相談窓口」には、10月～3月に合計816件の相談が寄せられている。また、毎月カンファレンス会議を開催し、相談員の情報の共有化を図っている。

（3）公的相談機関等との連携

「ゆりかご」の運用に関する公的相談機関等との連携については、警察への通報、児童相談所・市への通告及び情報公開のあり方も含め、適切に対応されている。

3 現時点での検証評価

以上のとおり、「ゆりかご」の運用体制に刑法上の「明らかな違法性」は認められず、また、許可時に付した上記記載の3つの留意事項についても遵守されている。今後も引き続き「ゆりかご」の運用状況の検証を継続する必要がある。

4 第73回専門部会(令和7年(2025年)11月7日開催)で述べられた主な意見

- ・ ゆりかごによってこれまで多くのこどもの命が救われているが、陣痛発来時や出産直後の母親が、ゆりかごへの預け入れを目的として、自ら自動車を運転することはやはり母子ともに大きな危険が伴う行動である。
- ・ 周産期メンタルヘルス支援に繋がれば、育児が難しい状況の保護者でもゆりかごに預け入れる以外の選択肢ができるのではないか。
- ・ 母子手帳申請により産前から支援につながるができる一方、親族に妊娠を知られることへの不安から申請をためらう保護者もいることから、児童相談所等へ相談に行っても責められることはないことを伝えて欲しい。また、相談者の想いを尊重し柔軟性のある対応をする必要がある。

○第74回 熊本市要保護児童対策地域協議会「こうのとりのゆりかご」専門部会
・開催日時：令和8年(2026年)4月28日(火)9:30～

(委員名簿)

氏名	役職	備考(分野)
安部 計彦	日本児童相談業務評価機関 代表理事	児童福祉
丸住 朋枝	弁護士	法律
堀 浄信	熊本県養護協議会 会長	社会的養護
岩井 正憲	宮崎県立延岡病院 副病院長	小児科
遊亀 誠二	益城病院 精神科医師	精神科